

会員各位

## 労働安全衛生法の改正に関するお知らせ

SIAA

日頃より SIAA 活動をご理解いただき、またご協力いただき、ありがとうございます。

既にご承知の皆様も多いと存じますが、労働安全衛生法の改正があり、2026年4月1日以降に施行される項目がありますので、化学物質管理に関わる項目を中心にお知らせします。

詳しくは、厚生労働省 HP をご覧ください。

- **ポイント**：SDS 対象物質が年々追加されており、2026年には危険性又は有害性がある全ての化学物質（国際的な基準に従い分類した約 2,900 物質）に拡大されることが予定されています。
- **化学物質による健康障害防止対策等の推進**（2025年5月14日公布）

項目	施行日	内容の概要
危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保	公布後5年以内に政令で定める日	通知義務違反に罰則を設ける。通知事項を変更した場合の再通知の義務化。
営業秘密対応（名称非開示等）	2026年4月1日	化学物質の譲渡提供者は、化学物質の成分名が営業秘密に該当する場合には、一定の有害性の低い物質に限り、営業秘密であることを明示し、代替化学名等の通知を認める。営業秘密にできる成分は厚生労働省令で定める。人体への作用情報や応急措置情報などは非開示とできない。
個人ばく露測定制度化	2026年10月1日	個人ばく露測定を、作業環境測定と同様な制度として位置づけ、作業環境測定士等が作業環境測定基準に従って実施することを義務付け。

上記の項以外にも、「個人事業者等に対する安全衛生対策の推進」、「職場のメンタルヘルス対策の推進」、「機械等による労働災害の防止の促進等」、「高齢者の労働災害防止の推進」があります。

➤ **参考**

次の項目は 2022 年に公布され、2024 年に施行されています。

主な項目	内容の概要
情報伝達の義務強化（ラベル表示・SDS）	譲渡・提供時のラベル表示及び SDS の交付義務の範囲拡大。通知事項（人体に及ぼす作用等）の内容の定期的な確認・見直し（最新の知見を反映させる）及び通知事項の拡充。
リスクアセスメント対象物質の拡大	国が行う GHS 分類で「ヒトに対する危険性・有害性」があるとされた物質全部を、ラベル表示・SDS 交付・リスクアセスメント義務の対象とする。これにより、これまで特別規則の対象外だった多数の化学物質が義務の適用対象となる。
化学物質管理者の選任	リスクアセスメント対象物質を製造・取扱い・譲渡提供する事業場には、「化学物質管理者」を選任し、化学物質管理に関する技術的事項を担当させる義務。
ばく露の管理基準の設定・遵守	国が定める濃度基準がある化学物質については、その濃度基準以下となるようばく露を管理すること。事業者の責任でリスクアセスメント結果に基づき措置を講じること。
化学物質管理専門家の関与	（改善指示を受けた事業場等）所轄労働基準監督署長からの指導・改善命令があった場合、化学物質管理専門家の助言を受け、それに基づく改善計画を提出・実施する義務。
教育・周知義務の強化	危険性・有害性に関する情報を労働者に周知すること、雇用時の教育等、取り扱い者への教育を制度的に義務化。

以上